

鎌ヶ谷市公共施設エコアクションプラン～鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(事務事業)～【令和5年度改定版】 概要版

第1章 計画改定の背景

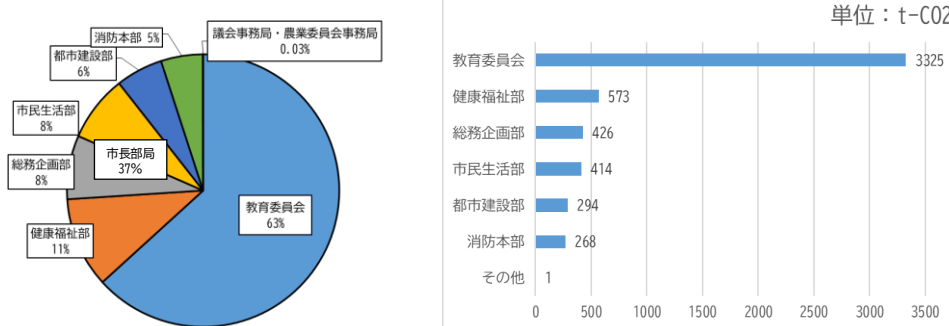
・わが国は、2021年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すこととし、2030年度に46%の削減を目標としつつ、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことが明記されました。

・本市においても、2023年3月、上位計画である「鎌ヶ谷市第3次環境基本計画」を策定し、これに包含する形で「鎌ヶ谷市地球温暖化対策実行計画(区域施策)」も改定して、この中で、新たに、市域からの温室効果ガス排出量を2032(令和14)年度までに2013(平成25)年度比で50%削減するという目標を掲げています。

・国の動向及び上位計画の策定を受け、より高い目標を設定するため、前計画の温室効果ガス排出量に関する目標等を見直し、脱炭素社会に向けて、市が率先して市民・事業者とともに取り組みを推進します。

●温室効果ガス排出状況

2022(令和4)年度の市の事務事業による温室効果ガス排出量は、5,477t-CO₂で、部局別にみると教育委員会が63%、市長部局が37%でした。また、排出要因の7割以上は電力の使用によるものとなっています。



<部局別温室効果ガス排出量割合>

第2章 計画の基本的事項

目的	一事業者として自らの事務事業に伴って排出する温室効果ガスの削減に率先して取り組み、市民や市内の事業者の模範となることで、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。
期間	2024(令和6)年度から2032年度までの9年間
範囲	本市が実施する全ての事務事業
算定対象とする温室効果ガス	・二酸化炭素(CO ₂)・メタン(CH ₄)・一酸化二窒素(N ₂ O) ・ハイドロフルオロカーボン(HFC)
目標	2032(令和14)年度までに温室効果ガス排出量 2016(平成28)年度比で50%以上削減

第3章 目標達成に向けた取り組み

基本方針： ①必要最小限の費用で実施する
②市民サービスを低下させない
③継続性を重視する

重点取り組み項目： ①LEDの導入 ②公用車への電動車導入の推進 ③ZEB
④省エネルギー性能の高い設備・機器への更新
⑤民間活力による公共施設への太陽光発電設備等の設置
⑥再生可能エネルギー電力調達の推進
⑦職員による省エネルギー行動の実践

上記の3点を基本方針とし、7つの重点取り組み項目を設定して、公共施設のエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量削減に向けた地球温暖化対策を推進します。

第4章 計画の進行管理

以下のPDCAサイクルを、市長をトップとし、事務局(市民生活部環境課)が中心的な役割を担って、継続的に推進していきます。

